

# コンサルタント等契約における 「経理処理ガイドライン（2023年10月）」主な変更点

国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 主な変更点

## 1. 契約管理ガイドライン改正に伴う変更

- 打合簿から理由書へ変更→渡切単価の設定、実施期間中の損料確認。
- 費目間流用を削除→原則、契約金額範囲であれば、大費目間も含めて受注者裁量にて流用可。
- 航空賃の実費精算において「安価」を理由にしたビジネスクラスの利用を削除
  - ① 航空賃は、契約金額詳細内訳書の各フライトの単価を超えても、旅費（航空賃）全体の中で調整可能。
  - ② ただし、各フライトの単価を超えてのクラスの変更は不可。

## 2. 格付と標準経験年数の廃止

- 格付の認定方法を標準経験年数確認から以下に変更
  - ① JICA事業での格付実績に基づく認定
  - ② 格付基準に対する業務従事者の経験・能力に基づく認定
  - ③ 「給与水準」の確認による認定

# 主な変更点

## 3. 業務量（業務人月）のうち、「国内業務」を「準備業務」に変更

- これまで「国内業務」としていたものは、基本的に現地業務のための準備や整理、調査等の業務であり、また、日本国内に限らず第三国でも実施可能であることから、JICAから場所の指定は行わないものとします。なお、人月換算の変更はありません。（準備業務20日＝1人月）
- 海外居住者については「国内業務」の記載を削除し、日当・宿泊料が計上されない場合は「稼働日20日で1人月」とします。

※見積書、精算報告書では総人月のみを計上しますが、業務人月を算出にあたっては、現地業務であっても、業務従事者が「居住地及び通勤可能範囲」での業務となる場合は、「稼働日20日で1人月」として算出ください。

## 4. 上限額本格導入に伴う別見積もりの最小化に伴う変更

- 安全対策経費は定額計上と整理し、別見積り指示を削除
- 上記については10月以降の公示では、別見積りの対象外となり、案件ごとの必要性に応じて定額計上となります。定額計上額を超える提案をする場合は別提案・別見積りとします。

## 5. 見積書の提出の一部省略

- 店頭やインターネットで価格の確認・比較が可能なもので単価10万円を超えない場合は見積書提出を省略します。

## 主な変更点

### 6. 「本邦技術研修・招へい」について別契約の締結を当初契約時に変更

- 本邦技術研修・招へいは、当初契約締結時に企画競争説明書記載の定額にて別契約として締結し、その後研修の詳細が決定した段階で、打合簿を取り交わし、内容・金額を確定します。
- 契約締結した金額を超える場合は契約変更です。契約金額を超えない場合は、契約変更不要です。

### 7. 「国内諸雑費」を削除し「一般業務費-雑費」へ

- 国内に限定した雑費費目を立てる必要性がないため一般業務費-雑費へ集約します。

### 8. 実費精算における傭人や借上費の契約書添付要件を変更

- 傭人（特殊傭人、事務員、運転手等）や借上（車両借上、事務所借上等）の契約期間が30日以上に亘る場合でも、200万円未満であれば、契約書の提出は不要とします。

## 主な変更点

### 9. 第2部へQCBS方式ーランプサム契約型の説明項目を追加

- 価格競争とした費目は契約交渉対象外とします。
- 実費精算を伴わない、ランプサム方式のみの契約は、契約書の附属書Ⅲ「契約金額内訳書」は不要となります。ただし、打合簿（契約開始にあたっての合意事項）に「契約金額詳細内訳書」を添付してください。契約変更がある場合に確認します。
- ランプサム方式のみの契約は精算報告書の提出は不要です。
- 「業務従事者の従事計画／実績表」は渡航回数及び渡航日数のみを記載し、業務完了届と併せて提出します。

### 10. 一般競争入札（総合評価落札方式）の費目構成の変更

- 2023年10月以降の公示より、費目構成をQBS（従来型企画競争）及びQCBSに合わせ統一します。

# 主な変更点

## 11. QCBS方式ーランプサムの導入に伴う継続契約手続きを追加

- QCBS及び一般競争入札（総合評価落札方式）については、当初契約時の最終見積書（次期契約分）の単価にて契約します。
- 価格競争時に総額から値引きがある場合は、その値引き率を次期契約にも適用します。
- 2023年10月以降に継続契約の打合簿を取り交わす場合に、ランプサムとすることが可能です。当初契約の次期契約分に定額計上、別見積りがある場合で複数見積等の確認ができる場合はその部分も含めてランプサムとします。
- JICAから業務の追加・変更指示があった場合で受注者と合意がとれ、複数見積等にて価格の妥当性が確認できたものについては、追加・変更部分もランプサムとします。

# 主な変更点

11. 別添資料 1：業務従事者の格付確認・認定の運用について
  - 経験年数の運用加算を削除
  
12. 別添資料1-2：「調達・派遣業務部が契約又は委嘱する案件の業務主任者及び業務従事者に適用する格付基準」を追加
  
13. 別添資料 3：特別宿泊料単価を更新
  - 2023年10月以降に発生する宿泊に適用します。それ以前に締結済の契約について宿泊料単価を変更したい場合、必要に応じ打合簿等で確認しますので、監督職員及び契約担当までご相談ください。
  
14. 別添資料 9：コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドラインを別添から削除